

令和 8 年度宮代町障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針

令和 8 年 5 月 2 9 日

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 0 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、宮代町における障がい者就労施設等からの物品等及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、次のとおり調達方針を定めるものである。

1 適用範囲

本方針の適用範囲は、町の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

2 対象となる障がい者就労施設等

対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

ア 就労継続支援事業所（A 型、B 型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

（2）障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

（3）障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所

イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てをみたすもの）

① 障がい者の雇用者数が 5 人以上

② 障がい者の割合が従業員の 2 0 % 以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 3 0 % 以上

（4）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

3 調達する品目等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

4 基本的な考え方

- (1) 障害者優先調達推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 宮代町契約規則（昭和55年宮代町規則第12号）第18条に定める額を超えない場合については、予算の適切な執行に配慮しつつ、優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。
- (3) 障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報をもとに福祉課から各所属所に対して情報提供を行うものとする。

5 調達実績の取りまとめ及び公表

本推進方針に基づく障がい者就労施設等からの物品等の調達実績の概要について、翌年度5月末までに取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

6 調達物品等及び目標

障がい者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。

- ・ 物品（事務用品、生活用品、食品、その他） 30千円
- ・ 役務（清掃、印刷、その他） 3,000千円

7 方針に関する担当窓口

(1) 企画財政課

- ・ 調達方針の策定及び推進に関すること。
- ・ 調達実績の集計に関すること。
- ・ 策定方針及び実績の公表に関すること。

(2) 福祉課

- ・ 障がい者就労施設等との連絡調整及び調達可能な物品等の情報収集等に関すること。